

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 20 年 11 月 22 日(土) 13:30~18:30

会議名	越谷市自治基本条例審議会 運営・調整委員会 第 9 回会議	場所	越谷市役所第二庁舎 5 階 研修室 1・2
件名 議題	協議事項 (1)各部会の検討状況について (2)素案について (3)今後の日程について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 佐々木委員長、櫻井(隆)副委員長、有元委員、飯島委員、小河原委員、小川委員、高橋委員、田部井委員、樋口委員、山口委員、江利川委員、原田委員、櫻井(慶)会長(13名) 欠席委員 なし 事務局 鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、水口同主事、斉藤同主事(5名) 支援者 :特定非営利活動法人越谷NPOセンター(3名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 主な意見のとおり		
合意・決定事項等 ・会議冒頭、各部会で条例素案を担当している部分の進捗状況について、各部会長から報告があった。 ・「住民投票」については、第1部会の案をもとに、各部会で検討することが了解された。 ・【資料1】((仮称)越谷市自治基本条例構造型案)のうち、第6章「地域環境」を第3章へ移すことが合意された。 ・第1章「総則」について 第1条は、条例の目的と趣旨について記述することとした。 ・第2章「自治の基本理念と基本原則」について 「自治の基本理念」の条と「自治の基本原則」の条で構成することとした。 「自治の基本原則」の条は、「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」の3つで構成することとした。 「法令の自主解釈」「財政自治の原則」「対等及び協力の原則」の3項目は、第4章の「議会・行政」の「行政運営」の部分に移し、検討することとした。 ・第4章「議会・行政」について 「行政運営の原則」の条は、公正・公平 市民の参加及び協働の推進 多様な市民ニーズを把握し対応 の3つを盛り込んで構成することとした。以下の条は、「総合振興計画」、「行政評価」、「財政運営」、「組織」、「意見公募手続」、「危機管理」とし、検討していくこととした。 ・第7章「条例の実効性の確保」について 「推進会議の設置」の条は、「本条例の推進・評価・監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議を設置...」とする。 「条例の改正手続き」は「市長及び市議会は、「自治基本条例」推進会議の意見に基づいて、本条例の改正を発議することができます」とする。 ・次回の全体会(第7回)は12月13日(土)午後1時30分から開催することとした。 ・次回以降の運営・調整委員会の日程について、下記のとおり開催することとした。 第10回会議:12月4日(木)午後6時~ 第11回会議:12月6日(土)午前10時~ 第12回会議:12月8日(月)午後6時~(予備日)			

主な意見等

- ・全部会で共通して検討している、第5章「住民投票」について、いわゆる非常設型とするか常設型とするか、そのメリットやデメリットを検討しなければならない。
(「住民投票」について、検討が進んでいる第1部会の案を他部会に示し、それをもとに議論を進めることについて委員長が諮ったところ、全委員が了承した。)
- ・第1部会から提案があった、「地域環境」を第3章に移動してはどうか。
(「地域環境」を第3章に移動することを委員長が諮ったところ、全員が了承した。)
- ・「財政自治の原則」において、国に頼らない財政運営というのはできないので、「自立的な財政基盤の確立」という部分は少し考えなければならないと思う。また「対等及び協力の原則」の、「国や県との財源配分の適正化を図る」という部分も検討が必要と思う。
- ・条例の趣旨をどのように実現していくかが大切であると思う。条例の中に「自治力」という造語を盛り込むのであれば、今後の総合振興計画や各種行政計画の中でも基本用語として使用していくという合意が必要だと思う。
- ・「条例の目的」の中で「真の団体自治・市民自治を確立するとともに、それを具現するための自治力の向上」とある。ここで、「住民自治」に相当する部分を「市民自治」と表記しているが、あえて言い換えた意図は。
- ・「団体自治」と「住民自治」は対になる普遍的な概念だ。そこに住んでいてもいなくても、そこで自治を行うことこそが「住民自治」ではないか。ここで、「団体自治」と書いてあるのに、その後「市民自治」と書くのは、整合が取れないと考える。
- ・ここでは、「住民自治」として良いのではないか。
- ・いろいろと議論が分かれるところなので、ここでは「団体自治」に対置されるものを「住民自治」あるいは「市民自治」という捉え方でひとまず議論を進めてはどうか。
- ・市民が主体的に活動し、参加しやすいルールを作るのが、この条例の制定目的であると思う。その前提で市民主権というならそれでよいと思う。ただ、第1条に「真の市民自治と団体自治を確立します」となっており、その手段として「自治力の向上」がある。その点を踏まえ第4条を読むと「市民主権の原理を前提とした…市民自治及び団体自治」とあり、市民主権の原理が最上位で、その次に「市民自治」と「団体自治」、その手段として「自治力の向上」が出てくるということで、三層構造とも読める。
- ・「市民自治」と「団体自治」を確立するために、その手段としてコミュニティ力や、自治体のガバナンス力などを高めていくことで実現できることだと思う。
- ・「市民主体のまちづくり」を進めていくため、「住民自治」と「団体自治」のあり方を変えていかなければならない。とりわけ「住民自治」の部分が弱いので、そこを強化していかなければならない。一方で、「団体自治」についてもいろいろと切り替えるべき点があるのではないかと。つまり、両方に手を入れるということだ。あり方を変える部分は、団体自治の方が多と思うが、新しく築いていかなければならないのは住民自治だと思う。この2つの自治が進展することで「自治力が向上」し、それにより「豊かな地域環境を創造」することができるという組み立てになろうかと思う。
- ・基本に置くべきは「住民自治」になると思う。基本条例はシンプルなものにし、次の政策につながるものにしておかなければならないと思う。
- ・先の懇談会で「なぜこの条例をつくるのか」との質問があった。また、「今まで市が担ってきたことを住民にやらせる趣旨なのか」といった発言もあった。「住民自治を進める」ということをあまり前面に押し出すと、「住民に負担がかかる」というような誤解を与えることになるのでは、と危惧する。誤解を与えないような文章にしなければならないと思う。
- ・市民の責務をあまり強調しないほうが良いということですね。市民の多様な活動を促すことは、「しなさい」ではなく、「やりたいと思った時にできる手段を用意します」ということだ。「機会の提供」などを条文に記載することだと思う。
- ・「自治力」を、条例に入れるとしたら用語の定義に入れなければならないでしょう。

- ・「住民自治」と「団体自治」、この2つの自治によって自治上が向上するという整理なら、越谷市独自の「自治力」と表現しても良いと思う。
- ・「自治力」について、ここまでの議論で4通りの考え方が出ている。1つは「自治力」という上位概念を置いたうえで、「団体自治」と「住民自治」を整理して書くと言う考え方、2つめはこれを手段として捉え、書きなおすという考え方、3つめは「自治力」イコール「団体自治」・「住民自治」という考え方、最後に「自治力」を別の表現にするという考え方、である。私は、「団体自治」や「住民自治」と言わずに、越谷独自の「自治力」を目指すというように概念をまとめても良いのではないかと思う。
- ・「越谷としての全体的な力」を高めることが重要だ。「住民自治」だけではなく「団体自治」も強化しなければならないと思う。
- ・第2章は「基本理念」と「基本原則」からなる。その中に、参加 協働 情報共有 自主・自立という案が大方の意見としてこれまでにしている。
- ・「法令の自主解釈」「財政自治の原則」「対等及び協力の原則」は、「自主・自立」としてまとめられるのか考える必要がある。
- ・「法令の自主解釈」の具体例として、生活保護の受給率が自治体によって異なっている、ということが挙げられるのではないか。ここで記述されるべきは、行政の責任として「どのような根拠に基づいてそのように解釈・運用したか」を住民に示すという内容だ。
- ・「法令の自主解釈」「財政自治の原則」「対等及び協力の原則」は第4章に移し、「自主・自立の原則」は第2章に残さず、「参加」、「協働」、「情報共有」を3つの原則として、第2章に残すという整理でいいか。
- ・「参加」と「協働」の条を分けることにすると、「自主・自立の原則」の中の「参加・協働」を分けて書きにくくなる。「参加と協働」は一つのフレーズだと思っている。
- ・「参加」と「協働」は別であると思う。市民が主体的に地域を担ったり、色々な活動をしたりというのは、公共サービスや公共利益への参加ということで、そこには必ずしも行政がいなくても良い。例えば、このような審議会の一員として意見を述べるということも「参加」になる。一緒に何かを創り上げることが「協働」であると思う。「協働を進めるルール」と「参加を保障するルール」は異なると考える。
- ・第2章は「自治の基本理念」と「自治の基本原則」の2項目からなり、「自治の基本原則」は「参加」、「協働」、「情報共有」の3項目からなるということですね。
- ・「参加」とは、市民は参加する資格がある、市は意見を言えるような仕組みを用意しなさい、ということだ。協働できない場面があったとしても、その場合は「参加して意見を述べることができる」という仕組みを作れば良いと思う。「参加」はあくまでも自分の意見を言える仕組みを作ることであり、「協働」は市民が公共を担えるような仕組みを作ることだと思う。
- ・第4章「議会・行政」のうち、「行政運営の原則」の条は、公正・公平 市民の参加及び協働の推進 多様な市民ニーズを把握し対応 の3つを盛り込んで構成し、以下、「総合振興計画」、「行政評価」、「財政運営」、「組織」、「意見公募手続」、「危機管理」とし、再度検討していく。
- ・条例の実効性を確保するための条例推進組織について、審議会方式にするのか市民委員会方式にするのか議論の途中だ。また、組織の機能を明確にしないといけないのではないか。
- ・文言については「本条例の推進・評価・監視のために、市民による「推進会議」を設置します」とし、改正手続きの部分は、「市長及び市議会は、「推進会議」の意見に基づいて、本条例の改正を発議することができます」とし、次回以降に議論する。